

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

平成25年度（第9期事業年度）

業務実績評価シート

委員名：_____

独立行政法人通則法第 3 2 条第 1 項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第 5 条第 1 項の規定により、平成 2 5 事業年度における独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」又は「R F O」という。）の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

（概況）

1 目的

R F Oは、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 7 9 条又は国民年金法等改正法第 3 条の規定による改正前の国民年金法第 7 4 条の施設及び健康保険法第 1 5 0 条第 1 項又は第 2 項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的としている。

また、平成 2 3 年 6 月に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、公布日（平成 2 3 年 6 月 2 4 日）から 3 年以内の政令で定める日（平成 2 6 年 4 月 1 日）に独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「J C H O」という。）へ改組されることになったことを踏まえ、平成 2 4 年 3 月 3 0 日に中期目標が改正され、J C H Oへの改組に向けた準備を適切に行うことが業務に追加された。

2 業務

- (1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- (2) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。
- (3) 上記業務に附帯する業務を行うこと。
- (4) 平成 2 6 年 4 月の J C H Oへの改組に向けて、必要な準備を適切に行うこと。

3 事務所の所在地

- (1) 主たる事務所
千葉県船橋市海神町西 1 丁目 1 0 4 2 番 2 号
- (2) 従たる事務所
東京都港区高輪 3 丁目 2 2 番 1 2 号

4 資本金の状況

（平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在）			
8 5, 4 9 1, 1 8 2, 5 8 7 円 （全額政府出資金）			
（内訳）	厚生年金勘定	2 7, 7 2 7, 9 3 6, 3 4 5 円	
	国民年金勘定	0 円	
	健康保険勘定	5 7, 7 6 3, 2 4 6, 2 4 2 円	

5 沿革その他の概要

- (1) 沿革
 - 平成 1 7 年 1 0 月 1 日 機構設立
 - 平成 2 2 年 8 月 1 1 日 機構法改正により設置期間を 5 年間から 7 年間に延長
 - 平成 2 3 年 6 月 2 4 日 機構法改正により地域医療機能推進機構への改組が決定
 - 平成 2 4 年 3 月 1 4 日 改正機構法の施行期日が平成 2 6 年 4 月 1 日とされる
- (2) 設立根拠法
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成 1 7 年法律第 7 1 号）

6 役員の状況

- (1) 定数（平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在）
役員 4 名 （理事長 1 名、理事 1 名、監事 2 名）
- (2) 役員の氏名、役職及び職歴

氏 名	役 職	職 歴
尾身 茂	理事長	（前）自治医科大学地域医療学センター教授
内田 健夫	理事（非常勤）	医療法人社団内田医院理事長
石塚 達郎	監事（非常勤）	公認会計士

※平成 2 5 年 1 1 月に任期中の監事が急逝したため、監事 1 名が欠員となっている。

平成25年度用評価科目【目次】

評価区分	25年度計画記載項目	頁
評価シート(1) (効果的な業務運営体制の確立)	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1.効率的な業務運営体制の確立	3
	(1)外部委託の活用	5
	(2)施設の運営委託	5
評価シート(2) (業務管理の充実)	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	2.業務管理の充実	8
	(1)情報管理体制の確立	8
	(2)進捗管理の徹底	8
	(3)事業リスクの把握・管理	9
評価シート(3) (業務運営の効率化に伴う経費削減)	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	3.業務管理の効率化に伴う経費節減	12
	(1)一般管理費(人件費を除く。)	12
	(2)業務経費	12
	(3)役職員の給与	13
	(4)契約について	13
評価シート(4) (各施設の経営状況等の把握、機構の業務内容に関する地方公共団体への説明)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	1. 各施設の経営状況等の把握	17
	2. 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	17
評価シート(5) (年金福祉施設等の譲渡又は廃止)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	3. 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	19
	(1)譲渡施設の選定及び譲渡時期	20
	(2)契約方法	20
	(3)譲渡条件	20
	(4)譲渡価格	21
	(5)譲渡の対価の支払い方法	21
	(6)委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮	21
	(7)地方公共団体との相談	21

評価区分	25年度計画記載項目	頁
評価シート(6) (年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	4. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	25
	(1)運営に当たっての基本方針	25
	(2)施設の管理	25
	(3)運営の停止等	26
評価シート(7) (買受需要の把握及び開拓)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	5. 買受需要の把握及び開拓	28
評価シート(8) (情報の提供)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	6. 情報の提供	30
	(1)機構の運営状況に関する情報提供	30
	(2)譲渡の対象となる年金福祉施設に関する情報提供	30
	(3)年金福祉施設等の運営に関する情報提供	30
評価シート(9) (新機構への改組準備)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
	7. 改組に向けた準備	32
評価シート(10) (予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額)	第3 予算、収支計画及び資金計画	36
	第4 短期借入金の限度額	36
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	36
	第6 譲渡金の使途	36
評価シート(11) (人事に関する計画)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	1. 人事に関する計画	38
評価シート(12) (国庫納付金に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	3. 国庫納付金に関する事項	40
評価シート(13) (外部の有識者からなる機関に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項	41
評価シート(14) (機構の保有する個人情報の保護に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	5. 保有する個人情報の保護に関する事項	43
評価シート(15) (終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	6. 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	44

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
第2 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。 1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。 1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中期計画の9年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、併せて経営管理の充実を図る。 1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 平成25年度はRFOとしての最終事業年度となった。RFO発足以来、業務の基幹を占めてきた施設譲渡業務については、福祉施設は既に全施設の譲渡が完了し、残る病院の譲渡については厚生労働省の譲渡指示を受けて対応するスキームであるため、譲渡指示に対応する体制を最低限確保した上で、直前に迫ったJCHOへの移行準備作業を限られた職員体制で確実に処理するため、業務運営体制の効率化に努めた。 JCHOへの改組に当たっては、従来は委託先団体が運営してきた病院等を独立行政法人が直接運営することになるため、JCHOの使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を内外に示しながら準備を進めてきた。改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握され、その改善をRFOが直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられたことなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難な課題への対応が求められた。 こうした様々な困難にもかかわらず、RFOにおいては、①財務及び内部統制に関する対応、②中期計画等への対応、③JCHO病院の名称、組織等への対応、④給与等への対応、⑤職員の採用等への対応、⑥JCHOが保有することとなる資産の確定等の対応、⑦病院の運営に係るシステム対応、⑧その他の種々の事務への対応、⑨総合診療医の育成への対応等について、限られた職員体制の下で広範な業務を的確に実施してきた。その結果、平成26年3月末までの限られた時間内に移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成26年4月のJCHO発足を果たすことができた。 このように移行準備作業に職員が総出であたる一方、平成25年度においては、社会保険病院等の譲渡について過去最多の6病院（引渡4病院、契約・引渡2病院）の譲渡を実施した。更に、JCHOの移行に先立ち、今後利用見込みのない不動産を洗い出し移行前に売却する方針を立て、該当する10件の不動産の売却を年度末までに完了した。 平成25年度は、業務の大半をJCHOへの移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務についてRFOの過去8年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったところである。 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、上記のような業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきた結果、平成25年度末の常勤役職員数は平成24年度末比△2名の22名の体制となっており、また、基準人員41名に対しては、目標の8%を大幅に上回る46.3%の削減となっている。

			【常勤役職員数の推移】 <table><tr><td>常勤役職員数</td><td>平成 24 年度末</td><td>平成 25 年度末</td><td>主な出身職種</td><td>平成 24 年度末</td><td>平成 25 年度末</td></tr><tr><td>理事長</td><td>1 名</td><td>1 名</td><td>金融機関</td><td>4 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>審議役</td><td>1 名</td><td>1 名</td><td>不動産会社</td><td>2 名</td><td>2 名</td></tr><tr><td>総務部</td><td>7 名</td><td>5 名</td><td>建設会社</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>企画部</td><td>4 名</td><td>3 名</td><td>厚生労働省</td><td>13 名</td><td>16 名</td></tr><tr><td>施設部</td><td>－</td><td>－</td><td>その他</td><td>4 名</td><td>2 名</td></tr><tr><td>業務推進部</td><td>－</td><td>－</td><td>計</td><td>24 名</td><td>22 名</td></tr><tr><td>調査部</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>財産管理部</td><td>5 名</td><td>4 名</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>地域医療機能推進機構準備室</td><td>6 名</td><td>8 名</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>計</td><td>24 名</td><td>22 名</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (参考：総人件費改革における RFO の基準人員数（定員）は、41 名（常勤役員を含む）である。) 【資格取得者の状況】 (平成 25 年度末) <table><tr><td>資格種別</td><td>人数</td><td>資格種別</td><td>人数</td></tr><tr><td>医師</td><td>2 名</td><td>特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B 等）</td><td>1 名</td></tr><tr><td>不動産鑑定士</td><td>1 名</td><td>土地区画整理士</td><td>2 名</td></tr><tr><td>宅地建物取引主任者</td><td>3 名</td><td></td><td></td></tr></table>	常勤役職員数	平成 24 年度末	平成 25 年度末	主な出身職種	平成 24 年度末	平成 25 年度末	理事長	1 名	1 名	金融機関	4 名	1 名	審議役	1 名	1 名	不動産会社	2 名	2 名	総務部	7 名	5 名	建設会社	1 名	1 名	企画部	4 名	3 名	厚生労働省	13 名	16 名	施設部	－	－	その他	4 名	2 名	業務推進部	－	－	計	24 名	22 名	調査部	－	－				財産管理部	5 名	4 名				地域医療機能推進機構準備室	6 名	8 名				計	24 名	22 名				資格種別	人数	資格種別	人数	医師	2 名	特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B 等）	1 名	不動産鑑定士	1 名	土地区画整理士	2 名	宅地建物取引主任者	3 名		
常勤役職員数	平成 24 年度末	平成 25 年度末	主な出身職種	平成 24 年度末	平成 25 年度末																																																																																
理事長	1 名	1 名	金融機関	4 名	1 名																																																																																
審議役	1 名	1 名	不動産会社	2 名	2 名																																																																																
総務部	7 名	5 名	建設会社	1 名	1 名																																																																																
企画部	4 名	3 名	厚生労働省	13 名	16 名																																																																																
施設部	－	－	その他	4 名	2 名																																																																																
業務推進部	－	－	計	24 名	22 名																																																																																
調査部	－	－																																																																																			
財産管理部	5 名	4 名																																																																																			
地域医療機能推進機構準備室	6 名	8 名																																																																																			
計	24 名	22 名																																																																																			
資格種別	人数	資格種別	人数																																																																																		
医師	2 名	特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B 等）	1 名																																																																																		
不動産鑑定士	1 名	土地区画整理士	2 名																																																																																		
宅地建物取引主任者	3 名																																																																																				

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成 2 5 年度計画	平成 2 5 年度の業務の実績
また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。	(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。 (2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。	(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続き等の業務について外部委託を行う。 (2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。	(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用 • JCHO において利用見込みのない不動産の譲渡に当たり、対象物件の調査、買受申出者の募集及び入札関連書類の作成・配布等の業務を一般競争入札により選定した業者に外部委託した。 • 社会保険病院等の運営管理に資するため、25 年 3 月期の合算財務諸表をもとに、財務調査により作成された合算財務諸表に基づき、JCHO に改組された時点において想定される JCHO 開始貸借対照表を作成するとともに、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運営と適正な内部統制を確保する観点から社会保険病院等に係る内部統制構築支援業務の委託（第 4 フェーズ）を行った。 ① 年金福祉施設等の譲渡に係る業務の委託 JCHO において利用見込みのない不動産の譲渡に当たり、一般競争入札により選定した業者に、対象物件の調査、買受申出者の募集及び入札関連書類の作成・配布等の業務を委託した。 ② 社会保険病院等の運営管理体制に資する外部委託 i) 社会保険病院等に係る財務調査及び内部統制構築並びに JCHO の会計制度等構築業務（第 4 フェーズ） 平成 22 年度より実施してきた財務調査（第 1～3 フェーズ）に引き続き、委託契約を延長し、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①全社連病院に係る平成 24 年度決算修正額等の検証、②前回の内部統制調査における検出事項のフォローアップ、③JCHO の会計制度構築及び移行時の承継ルール等の策定、及び④運営を委託している病院等について R F O 資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに前述の合算貸借対照表を基に JCHO に改組された時点で想定される JCHO 開始貸借対照表の作成を行う、社会保険病院等に係る財務調査及び内部統制構築並びに地域医療機能推進機構の会計制度等構築業務（第 4 フェーズ）（以下「財務調査等（第 4 フェーズ）」という。）を行った。 ii) 社会保険病院等の不動産価格に係る鑑定業務 ア) 財務調査により作成された合算貸借対照表及び合算損益計算書に基づく事業収支等の分析結果を不動産鑑定に反映させる鑑定評価業務を一般競争入札により選定した鑑定業者に引き続き委託した。 イ) JCHO において社会保険病院等の不動産を固定資産として計上するため、新たに行う鑑定評価業務を一般競争入札により選定した鑑定業者に委託した。 (2) 施設の運営委託 社会保険病院等については、RFO に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人等と、社会保険庁が契約していた内容を基本として委託契約を締結していたが、JCHO への移行に伴い年度末までにすべての委託契約を解除した。 【具体的委託先】 （社）全国社会保険協会連合会、（一財）厚生年金事業振興団、（一財）船員保険会、（公社）地域医療振興協会、公立紀南病院組合

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	平成 25 年度は RFO としての最終事業年度となった。RFO 発足以来、業務の基幹を占めてきた施設譲渡業務については、福祉施設は既に全施設の譲渡が完了し、残る病院の譲渡については厚労省の譲渡指示を受けて対応するスキームであるため、譲渡指示に対応する体制を最低限確保した上で、直前に迫った JCHO への移行準備作業を限られた職員体制で確実に処理するため、業務運営体制の効率化に努めた。 JCHO への改組に当たっては、従来は委託先団体が運営してきた病院等を独立行政法人が直接運営することになるため、JCHO の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を内外に示しながら準備を進めてきた。改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握され、その改善を RFO が直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられたことなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難な課題への対応が求められた。 こうした様々な困難にもかかわらず、RFO においては、①財務及び内部統制に関する対応、②中期計画等への対応、③JCHO 病院の名称、組織等への対応、④給与等への対応、⑤職員の採用等への対応、⑥JCHO が保有することとなる資産の確定等の対応、⑦病院の運営に係るシステム対応、⑧その他の種々の事務への対応、⑨総合診療医の育成への対応等について、限られた職員体制の下で広範な業務を的確に実施してきた。その結果、平成 26 年 3 月末までの限られた時間内に移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成 26 年 4 月の JCHO 発足を果たすことができた。 このように移行準備作業に職員が総出であたる一方、平成 25 年度においては、社会保険病院等の譲渡について過去最多の 6 病院（引渡 4 病院、契約・引渡 2 病院）の譲渡を実施した。更に、JCHO の移行に先立ち、今後利用見込みのない不動産を洗い出し移行前に売却する方針を立て、該当する 10 件の不動産の売却を年度末までに完了した。 平成 25 年度は、業務の大半を JCHO への移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO 移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務について RFO の過去 8 年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったところである。 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げているが、上記のような業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきた結果、平成 25 年度末の常勤役職員数は平成 24 年度末比△2 名の 22 名の体制となっており、また、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 46.3%の削減となっている。		(評価は、評価記入用紙に記入ください。)
【数値目標】 ○ 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8%以上の人員の削減を行う。	平成 25 年度末の常勤役職員数は 22 名（平成 24 年度末比△2 名）であり、基準人員 41 名に対し 46.3%の削減となり、目標の 8 %を大幅に上回る結果となった。		
【評価の視点】 ○ 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。	実績：○ 平成 25 年度は、業務の大半を JCHO への移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO 移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務について RFO の過去 8 年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったところである。		

○ 業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたのか。社会保険病院等の運営・管理及び譲渡に対応したものとなっているか。		実績：○ 平成 25 年度は、業務の大半を JCHO への移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO 移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務について RFO の過去 8 年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったところである。 また、JCHO において利用見込みのない不動産の譲渡に当たり、対象物件の調査、買受申出者の募集及び入札関連書類の作成・配布等の業務を一般競争入札により選定した業者に外部委託した。					
○ 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）		実績：○ 内部統制に係る取組の評価については、独立行政法人通則法に基づく監事及び会計監査人による監査に加えて、RFO 独自の評価として、 監事による理事長決裁文書の確認 監事の役員会及び定例会議への出席 といった日常的モニタリングの仕組みを整備している。					
評価の視点等		自己評価	—		評定		
○ 法人の業務改善の取組を適切に講じているか。またそのための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委の評価の視点）（委員長通知別添三①と同様）		実績：○ JCHO 移行に向けて、RFO の業務が大きく変化している中、理事長が方針を決定し、全院長が参加する院長会議を自ら開催し、必要な時期に必要な議論を行い、決定することにより、JCHO への移行にかかる準備作業を円滑に実施した。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)			
○ 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（委員長通知別添三②）		実績：○ RFO は、諸会議において、事務・事業の必要性や費用対効果についても議論しており、必要性の乏しい事務等があった場合には、理事長の方針決定に基づき速やかに見直しを行うこととしている。					
○ 関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（委員長通知別添三③）		実績：○ 公益法人等に対する補助金の交付等及び特定の業務の独占的な委託は行っていない。また、RFO には関連法人は存在しない。					

	(2) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。	(3) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。	あった社会保険紀南病院（社会保険紀南看護専門学校を含む。以下「社会保険紀南病院等」という。）については、平成 26 年 1 月 31 日付けで同組合と売買契約を締結し、平成 26 年 3 月 12 日に引渡しを行った。 ・ 会議による管理 業務の進捗に関しては、役員会（原則月 1 回開催、構成員：理事長、理事、監事）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、定例会議（週 1 回開催：全役職員）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い、方針を決定し対処した。 ・ システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の各業務に対応したデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備している。 ・ 会議による管理 業務の進捗に関しては、役員会（原則月 1 回開催、構成員：理事長、理事、監事）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、定例会議（週 1 回開催：全役職員）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い、方針を決定し対処した。 ・ システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の各業務に対応したデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備している。 (3) 事業リスクの把握管理 JCHO への移行に際し、委託先団体の職員は一旦退職し退職金が支払われること、また、JCHO では給与が低くなる職員もいること等から、職員の大幅な離職も懸念された。こうした懸念に対し、「理事長から職員の皆さんへのメッセージ」（職員が乗り越えるべき課題、JCHO が果たすべき使命、地域医療における新たなブランドを作るなど JCHO の魅力を説明したもの）を示し、各病院において職員への丁寧な説明を行うよう促すなど、各病院と一体となって対応した結果、JCHO 発足時の常勤職員数については、改組前と ほぼ同数の約 2.3 万人を確保することができた。 RFO 保有施設や RFO 以外の機関が保有する物件につき、RFO を通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられている。これら偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生を抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うと共に、ホームページにおいて周知を図った。
--	--------------------------------------	--------------------------------------	---

評価の視点等		自己評価	S	評価	
【評価項目 2 業務管理の充実】		・ JCHO への移行準備作業としては、極めて広範かつ多様な内容に加え、事務量的にも極めて膨大な作業が必要とされた。これらの膨大な作業を、平成 26 年 4 月の JCHO 移行までに完了させるため、移行までに必要な全業務をリストアップし、各業務の担当者と責任者を決めて、平成 26 年 4 月までの業務スケジュールを作成し、毎月初めの定例会議で進捗状況を報告させ、業務分担の見直しを含めた見直しを常に行いながら進行管理してきた。その結果、平成 26 年 3 月末までの限られた時間内に、JCHO 発足までに必要とされた移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成 26 年 4 月の JCHO 発足を迎えることができた。 ・ JCHO への移行を踏まえ、遊休不動産の売却を行うとともに、委託先団体が特別会計で保有する不動産、医療機器等の固定資産の寄付を受け、JCHO 発足時における固定資産データの整備を前倒しで進めた。 ・ 厚生労働大臣から譲渡指示のあった 6 病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等）の譲渡について、進捗管理の徹底を図り適切に実施した。 ・ JCHO への移行に際し、委託先団体の職員は一旦退職し退職金が支払われること、また、JCHO では給与が低くなる職員もいること等から、職員の大幅な離職も懸念された。こうした懸念に対し、「理事長から職員の皆さんへのメッセージ」（職員が乗り越えるべき課題、JCHO が果たすべき使命、地域医療における新たなブランドを作るなど JCHO の魅力を説明したもの）を示し、各病院において職員への丁寧な説明を行うよう促すなど、各病院と一体となって対応した結果、JCHO 発足時の常勤職員数については、改組前と ほぼ同数の約 2.3 万人を確保することができた。 ・ RFO 保有施設や RFO 以外の機関が保有する物件につき、RFO を通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられている。これら偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生の抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うと共に、ホームページにおいて周知を図った。		（評価は、評定記入用紙に記入ください。）	
【数値目標】 ○ 業務の計画的推進を図るため、進捗管理を徹底し、5 年間で全ての施設を売却する。そのため、平成 21 年度、平成 22 年度の年度計画に対する売却施設数の達成率を 100%とする。また、厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡を中期目標期間内に実施する。		・ 平成 21 年度の年度計画（65 施設）に対する決算ベース売却施設数（65 施設）及び平成 22 年度の年度計画（18 施設）に対する決算ベース売却施設数（18 施設）の達成率はともに 100%であり、平成 17 年度からの 5 年間で全ての施設の売却を完了した。 ・ 厚生労働大臣から指定された 6 病院等（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰺沢病院等、社会保険紀南病院等）については、平成 25 年度にすべて譲渡を完了した。			
【評価の視点】 ○ 国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。		実績：○ ・ JCHO への移行を踏まえ、平成 22 年度に実施した不動産調査時に把握しデータベース化した土地・建物の利用状況及び今後の有効利用可能性等を検討し、JCHO において不要と判断した不動産（10 物件）については売却する方針とし、平成 26 年 3 月までにすべて売却を完了した。 ・ 平成 26 年 3 月末の各委託先団体との経営委託契約終了に先立ち、特別会計で保有する不動産、医療機器等の固定資産の寄付を受け、JCHO 発足時における固定資産データの整備を前倒しで進めた。			
○ 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。		実績：○ ・ JCHO への移行準備作業としては、極めて広範かつ多様な内容に加え、事務量的にも極めて膨大な作業が必要とされた。これらの膨大な作業を、平成 26 年 4 月の JCHO 移行までに完了させるため、移行までに必要な全業務をリストアップし、各業務の担当者と責任者を決めて、平成 26 年 4 月までの業務スケジュールを作成し、毎月初めの定例会議で進捗状況を報告させ、業務分担の見直しを含めた見直しを常に行いながら進行管理してきた。その結果、平成 26 年 3 月末までの限られた時間内に、JCHO 発足までに必要とされた移行準備作業を完了させ、大きな混乱を生じることもなく平成 26 年 4 月の JCHO 発足を迎えることができた。 ・ 業務の進捗管理については役員会、定例会議及びシステムの両面で行っており、計画的推進を図った。			

	実績：○ ・ JCHO への移行に際し、委託先団体の職員は一旦退職し退職金が支払われること、また、JCHO では給与が低くなる職員もいること等から、職員の大幅な離職も懸念された。こうした懸念に対し、「理事長から職員の皆さんへのメッセージ」（職員が乗り越えるべき課題、JCHO が果たすべき使命、地域医療における新たなブランドを作るなど JCHO の魅力を説明したもの）を示し、各病院において職員への丁寧な説明を行うよう促すなど、各病院と一体となって対応した結果、JCHO 発足時の常勤職員数については、改組前と ほぼ同数の約 2.3 万人を確保することができた。	
○ 業務遂行において生じうる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。	・ 偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生の抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うとともに、ホームページにおいて周知を図った。	

評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成２５年度計画	平成２５年度の業務の実績																																																	
３ 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。	３ 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。	３ 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、運営経費をできる限り節減する。	３ 業務運営の効率化に伴う経費節減 運営経費の削減について - 一般管理費（人件費除く）については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成 17 年度との比較で過去最高の 64％の削減、前年度（平成 24 年度決算額）との比較でも 12％の削減となっている。 - 業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底等により、できる限りの節減に努めた結果、経費予算 11,165 百万円に対し、実績は 6,762 百万円であり、予算比 4,403 百万円の減となった。《決算速報値、以下同様》 (1) 一般管理費（人件費除く）については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成 17 年度との比較で過去最高の 64％の削減、前年度（平成 24 年度決算額）との比較でも 12％の削減となっている。 (百万円) <table><tr><td></td><td>一般管理費 （人件費除く）</td><td>対 17 年度</td><td>対 24 年度</td></tr><tr><td rowspan="4">17 年度 （6ヶ月間）</td><td>① 決算額</td><td>86</td><td>－</td></tr><tr><td>② 初年度限りの経費</td><td>65</td><td>－</td></tr><tr><td>③ 継続する経費 （①－②）</td><td>21</td><td>－</td></tr><tr><td>④ 年換算 （③×2）</td><td>42</td><td>－</td></tr><tr><td>24 年度 決算額</td><td>17</td><td>△60％</td><td>－</td></tr><tr><td>25 年度 決算額</td><td>15</td><td>△64％</td><td>△12％</td></tr></table> (2) 業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底等により、できる限りの節減に努めた結果、予算 11,165 百万円に対して、実績は 6,762 百万円、予算比 4,403 百万円の減となっている。各種調達に当たっては、原則として一般競争入札とし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行うなど、業務経費の効率的な執行に努めた。 (単位：百万円) <table><tr><td></td><td>予算</td><td>実績</td><td>差額 （実績－予算）</td></tr><tr><td>業務経費</td><td>11, 165</td><td>6, 762</td><td>△4, 403</td></tr><tr><td>人件費</td><td>301</td><td>195</td><td>△107</td></tr><tr><td>売却事業費</td><td>200</td><td>73</td><td>△127</td></tr><tr><td>管理経費</td><td>10, 545</td><td>6, 465</td><td>△4, 079</td></tr><tr><td>その他業務経費</td><td>120</td><td>30</td><td>△90</td></tr></table>		一般管理費 （人件費除く）	対 17 年度	対 24 年度	17 年度 （6ヶ月間）	① 決算額	86	－	② 初年度限りの経費	65	－	③ 継続する経費 （①－②）	21	－	④ 年換算 （③×2）	42	－	24 年度 決算額	17	△60％	－	25 年度 決算額	15	△64％	△12％		予算	実績	差額 （実績－予算）	業務経費	11, 165	6, 762	△4, 403	人件費	301	195	△107	売却事業費	200	73	△127	管理経費	10, 545	6, 465	△4, 079	その他業務経費	120	30	△90
	一般管理費 （人件費除く）	対 17 年度	対 24 年度																																																	
17 年度 （6ヶ月間）	① 決算額	86	－																																																	
	② 初年度限りの経費	65	－																																																	
	③ 継続する経費 （①－②）	21	－																																																	
	④ 年換算 （③×2）	42	－																																																	
24 年度 決算額	17	△60％	－																																																	
25 年度 決算額	15	△64％	△12％																																																	
	予算	実績	差額 （実績－予算）																																																	
業務経費	11, 165	6, 762	△4, 403																																																	
人件費	301	195	△107																																																	
売却事業費	200	73	△127																																																	
管理経費	10, 545	6, 465	△4, 079																																																	
その他業務経費	120	30	△90																																																	

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
(2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 さらに、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。	(3) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。 さらに、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。	(3) 国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	(3) 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。 【臨時特例分】 平成24年6月から平成26年3月までの間（ただし、平成24年4月及び5月分は平成24年6月支給分で調整） ・ 役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。（▲9.77%） ・ 職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。（行（一）相当職員） ① 俸給月額 7級以上（国の7級以上相当） ▲9.77% 3級～6級（国の3級～6級相当） ▲7.77% 1級～2級（国の1級～2級相当） ▲4.77% ※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率 ② 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10% ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77% ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末手当及び勤勉手当を除く）の月額は減額後の俸給月額等の月額により算出 ・ 役員（理事長）の報酬等については、平成18年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。 ・ また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。
(3) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。	(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施する。	(4) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施する。	(4) RFOにおいては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）や「調達の適正化について（依頼）」（平成22年4月6日厚生労働大臣通知）等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施している。
(4) 情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図ること。	(5) 情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図る。	(5) 情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図る。	(5) 施設譲渡に係る入札情報等の重要情報の紛失・漏洩を防止するため、ウイルス対策ソフトの導入、パソコン起動時のパスワード設定等、情報セキュリティ対策の充実を図っているところである。

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	・ 一般管理費（人件費除く）については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成17年度との比較で過去最高の64%節減、前年度（平成24年度決算額）との比較でも12%節減した。 ・ 業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底等により、できる限りの節減に努めた結果、予算11,165百万円に対して、実績は6,762百万円、予算比4,403百万円の減となっている。 ・ 各種調達に当たっては、原則として一般競争入札によることし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、徹底した経費節減を図っている。		（評価は、評定記入用紙に記入ください。）
【数値目標】 ○ 中期目標期間の最終の事業年度において、一般管理費（人件費除く）の額を対17年度比で18%以上削減する。	平成25年度末の一般管理費（人件費除く）の額（15百万円）は、平成17年度に比べ64%の削減となっており、削減目標を大幅に上回った。		

評価の視点等	自己評価	—	評価
【評価の視点】 ○ 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 17 年度比 18%以上の額を削減すること。	実績：○ 平成 25 年度末の一般管理費（人件費除く）の額（15 百万円）は、平成 17 年度に比べ 64%の削減となっており、削減目標を大幅に上回った。		
○ 一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	実績：○ 一般管理費（人件費除く）の削減については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成 17 年度との比較で過去最高の 64%の削減、前年度（平成 24 年度決算額）との比較でも 12%の節減となっており、着実に進展している。（前掲 業務実績 第 1 の 3. 業務運営の効率化に伴う経費節減(1) 参照）		
○ 事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 委員長通知別添二①	実績：○ RFO の庁費の支出は賃借料や光熱水料といった支出時期が一定であるものが大多数を占めており、消耗品費についても必要最小限の調達としていることから、適切に支出されており、事務経費等の駆け込み執行等はない。 また、出張等については、事前に必要性を精査した上で計画・実施している。 さらに、給与振込経費も支出はない。		
○ 業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。	実績：○ ・ 業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底等により、できる限りの節減に努めた結果、予算 11,165 百万円に対して、実績は 6,762 百万円、予算比 4,403 百万円の減となっている。 ・ 各種調達に当たっては、原則として一般競争入札によることし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、徹底した経費節減を図っている。		
○ 総人件費改革を進めるため、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。 （政・独委の評価の視点と同様）	実績：○ 平成 25 年度は、業務の大半を JCHO への移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO 移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務について RFO の過去 8 年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったところである。 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げているが、上記のような業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきた結果、平成 25 年度末の常勤役職員数は平成 24 年度末比△2 名の 22 名の体制となっており、また、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 46.3%の削減となっている。		
○ 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	実績：○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。 【臨時特例分】 平成 24 年 6 月から平成 26 年 3 月までの間（ただし、平成 24 年 4 月及び 5 月分は平成 24 年 6 月支給分で調整） ・ 役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。（▲9.77%） ・ 職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。（行（一）相当職員） ① 俸給月額 7 級以上（国の 7 級以上相当） ▲9.77% 3 級～6 級（国の 3 級～6 級相当） ▲7.77% 1 級～2 級（国の 1 級～2 級相当） ▲4.77%		

評価の視点等	自己評価	－	評定																		
	※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率 ② 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10％ ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77％ ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末手当及び勤勉手当を除く）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出 ・ また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 25 年 1 月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。																				
○ 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のよう な観点から厳格なチェックが行われているか。 ・ 給与水準の給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定 する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対し て納得の得られるものとなっているか。 ・ 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっ ているか。 （政・独委の評価の視点） （委員長通知の別添一①と同様）	実績：○ 平成 25 年度の RFO のラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与の見直しを行 っており、対国家公務員指数で 120.1 となっている。RFO の今年度の調査対象者は全員が国から の出向者であり、給与水準は国に準じた体系を取っていることから、各個人への支給額は国に在 籍していたときと基本的には変わらない。 こういった事情にもかかわらず、国の給与水準を上回っている原因は、以下の理由が考えられ る。 ① 地域的要因 調査対象者全員の在勤地が東京都であること。 ② 職員構成の相違 調査対象者が 11 人と少なく、指数算出のための母数が小さいため、1 人の給与が全体の 指数に大きな影響を与える。今年度、RFO は管理職が高い割合となっている。 さらに、俸給、諸手当等の額は国家公務員の水準と同額であるが、各手当に関する支給額 の平均が国家公務員の平均を上回っている。 ③ JCHO 改組へ向けた困難な業務に対応するための職員配置 現在、社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院の病院を運営している組織文化の異な る公益法人 3 団体を、統一的なルールを策定した上で独立行政法人に相応しい制度に移行す る必要があり、各団体との高度な折衝や調整が求められること。また、各種制度に精通しつ つ、激変緩和措置を設けるなど柔軟に対応することも必要なことから、相当程度のキャリア を積み、高い業績評価を受けている職員（管理職員）を配置したこと。 （参考）対国家公務員ラスパイレス指数 <table><tr><td></td><td>H21 年度</td><td>H22 年度</td><td>H23 年度</td><td>H24 年度</td><td>H25 年度</td></tr><tr><td>対国家公務員</td><td>110.0</td><td>103.7</td><td>99.8</td><td>117.9</td><td>120.1</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>99.8</td><td>95.6</td><td>91.6</td><td>108.5</td><td>107.2</td></tr></table>				H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	対国家公務員	110.0	103.7	99.8	117.9	120.1	地域・学歴勘案	99.8	95.6	91.6	108.5	107.2
	H21 年度	H22 年度		H23 年度	H24 年度	H25 年度															
対国家公務員	110.0	103.7		99.8	117.9	120.1															
地域・学歴勘案	99.8	95.6		91.6	108.5	107.2															
○ 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 （委員長通知別添一③）	実績：○ 国と異なる手当はない。 今後とも国の基準に準じて見直しに努める。																				
○ 法定外福利費の支出は、適切であるか。 （委員長通知別添一④）	実績：○ RFO における法定外福利費は「労働安全衛生法に基づく健康診断費用」及び「人間ドック等 の健康診断費用」のみであり、その他レクリエーション等経費への支出はない。																				
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の 適切性等、必要な評価が行われているか。 （政・独委の評価の視点）	実績：○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事 務連絡）において講ずることとされている措置についてはすべて実施済である。 また、企画競争実施要領において以下のとおり規定し、公正かつ透明な企画競争の実施に努め ている。 ア 説明会については必要に応じ開催。また、説明会を開催する場合には、参加者が企画書等 の作成に十分な時間を確保できるよう、可能な限り企画書等提出期限から土日祝日を除き 10 日以上前に開催すること。 イ 契約候補者選定の際の公正性及び透明性を確保するため、可能な限り企画競争説明書に おいて評価項目、得点配分及び評価基準を明らかにするように努めること。また、契約候補 者を選定したときは、RFO ホームページに掲載する。 ウ 企画評価者には、必要に応じ、外部の有識者を加えることができる。																				

評価の視点等	自己評価	—	評価
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。 (政・独委の評価の視点)	実績：○ RFOにおいては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)や「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日厚生労働大臣通知)等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査・指導を受けることのできる体制を整備している。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
○ 契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。 (委員長通知別添二③)	実績：○ 平成25年度のすべての契約(少額随契を除く)について点検を受け、特段の指摘事項はなかった。平成25年度においても「随意契約等見直し計画」に沿った取組みを着実に実施した結果、随意契約についてはすべて随意契約によらざるを得ないもののみである。なお、平成25年度においては、一者応札となったものが4件あった。		
○ 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 (政・独委の評価の視点) (委員長通知の別添二②と同様)	実績：○ RFOにおいては個々の契約について、①担当部での審査(決裁)、②総務部(経理担当)での審査(決裁)、③契約審査会(理事長、理事、監事等で構成)での審査(決裁)、④契約状況のホームページでの公表、⑤役員会での事後点検(四半期ごと)、⑥契約監視委員会での事後点検という仕組みにより、重層的に検証・評価を行い、競争性・透明性を確保している。		
○ 総人件費改革は進んでいるか。(委員長通知別添一②)	実績：○ 平成25年度は、業務の大半をJCHOへの移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHOに向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務についてRFOの過去8年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったところである。 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、上記のような業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきた結果、平成25年度末の常勤役職員数は平成24年度末比△2名の22名の体制となっており、また、基準人員41名に対しては、目標の8%を大幅に上回る46.3%の削減となっている。 また、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。 【臨時特例分】 平成24年6月から平成26年3月までの間(ただし、平成24年4月及び5月分は平成24年6月支給分で調整) ・ 役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。(▲9.77%) ・ 職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。(行(一)相当職員) ① 俸給月額 7級以上(国の7級以上相当) ▲9.77% 3級～6級(国の3級～6級相当) ▲7.77% 1級～2級(国の1級～2級相当) ▲4.77% ※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率 ② 俸給の特別調整額(管理職手当) 一律▲10% ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77% ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出 ・ 役員(理事長)の報酬等については、平成18年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。 なお、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。		

評価の視点等		自己評価	A	評定	
【評価項目 4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】		・ 各施設の経営実績等については、平成 22 年度より実施してきた財務調査（第 1～3 フェーズ）に引き続き、平成 25 年度においても平成 25 年 3 月期の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査等（第 4 フェーズ）により RFO 資産を含めた経営状況等を把握している。 ・ 平成 22 年度に実施した不動産調査時に把握した土地・建物の利用状況等の情報を活用し、今後、JCHO において利用見込みのない不動産の洗い出しを行った。 ・ 平成 24 年 12 月 10 日付で譲渡指示が出された社会保険鰺沢病院等については山梨県及び富士川町に、社会保険紀南病院等については和歌山県にそれぞれ譲渡条件等の要望について意見を徴したうえで譲渡条件等を策定した。		（評価は、評定記入用紙に記入ください。）	
【数値目標】		【数値目標】			
【評価の視点】 ○ 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。		実績：○ ・ 各施設の経営実績等については、平成 22 年度より実施してきた財務調査（第 1～3 フェーズ）に引き続き、平成 25 年度においても平成 25 年 3 月期の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査等（第 4 フェーズ）により R F O 資産を含めた経営状況等を把握している。			
○ 年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。		実績：○ ・ 譲渡指示が出された社会保険病院等については、病院所在の地方公共団体から意見を徴し、説明を行った上で譲渡条件を決定した。 ・ 遊休不動産の売却にあたっては、競争入札に先立ち所在地方公共団体に買受意向の有無について照会を行った。			

中期目標	中期計画	平成２５年度計画	平成２５年度の業務の実績																																																								
1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院及び船員保険病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。	3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。	3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 平成 25 年度については、過去最多の 6 病院（引渡し 4 病院、契約・引渡し 2 病院）の譲渡業務を実施し、いずれも年度末までに譲渡代金決済及び物件の引き渡しをすべて完了した。 1. 平成 24 年 3 月 28 日付で徳島県と売買契約を締結した健康保険鳴門病院等について、平成 25 年 4 月 1 日に引渡しを行った。 2. 平成 24 年 5 月 30 日付けで医療法人社団葵会と売買契約を締結した川崎社会保険病院等について、平成 25 年 4 月 1 日に引渡しを行った。 3. 平成 24 年 12 月 11 日付けで学校法人東北薬科大学と売買契約を締結した東北厚生年金病院について、平成 25 年 4 月 1 日に引渡しを行った。 4. 平成 25 年 1 月 23 日付けで公益社団法人地域医療振興協会と売買契約を締結した東京北社会保険病院等について、平成 26 年 3 月 10 日に引渡しを行った。 5. 平成 24 年 12 月 10 日付で厚生労働省より富士川町への譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等については、平成 25 年 7 月 25 日付けで峡南北部二病院統合事務組合と売買契約を締結し、平成 26 年 3 月 31 日に引渡しを行った。 6. 平成 24 年 12 月 10 日付で厚生労働省より公立紀南病院組合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院等については、平成 26 年 1 月 31 日付けで売買契約を締結し、平成 26 年 3 月 12 日に引渡しを行った。 また、JCHO への移行に向け、平成 22 年度に実施した不動産調査結果等も踏まえ今後利用見込みのない不動産 10 件を洗い出し、取得要望のあった地方公共団体に随意契約で譲渡した 1 件を除き、一般競争入札で 3 月までにすべての譲渡を完了した。 平成 25 年度の譲渡実績は、上記の 6 病院及び遊休不動産 10 物件で、売却額は 15,835 百万円、売却原価比は 138.0%であり、年金資産の損失の最少化に貢献し、目標値である売却原価比の 100%以上を十分に達成した。（下表「譲渡実績」参照） なお、平成 22 年 9 月までに譲渡した年金福祉施設等につき、JCHO への改組時において引渡し後 5 年を経過しない施設等（164 件）を対象に、公序良俗に反した使用等が行われていないか、一定期間の機能維持条件を付した施設等につき違背しているものはないかについて調査を行い、問題のないことを確認した。 【社会保険病院等の譲渡状況】 <table><tr><th></th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th></tr><tr><td>1. 鳴門</td><td>×</td><td>○</td><td>△</td></tr><tr><td>2. 川崎</td><td>×</td><td>◆○</td><td>△</td></tr><tr><td>3. 東北</td><td></td><td>×○</td><td>△</td></tr><tr><td>4. 東京北</td><td></td><td>×○</td><td>△</td></tr><tr><td>5. 鰺沢</td><td></td><td>×</td><td>○△</td></tr><tr><td>6. 紀南</td><td></td><td>×</td><td>○△</td></tr><tr><td colspan="4">× 譲渡指示 ◆ 入札日 ○ 契約日 △ 引渡し日</td></tr></table> 【譲渡実績】（単位：百万円） <table><tr><th></th><th>譲渡施設数</th><th>譲渡物件数</th><th>売却額</th><th>売却原価対比額</th><th>売却原価比</th><th>出資価格対比額(参考)</th><th>出資価格比(参考)</th></tr><tr><td>25年度(単年)</td><td>6</td><td>16</td><td>15,835</td><td>4,360</td><td>138.0%</td><td>△ 2,300</td><td>87.3%</td></tr><tr><td>累計</td><td>308</td><td>438</td><td>237,972</td><td>+107,394</td><td>182.2%</td><td>+18,273</td><td>108.3%</td></tr></table>		平成23年度	平成24年度	平成25年度	1. 鳴門	×	○	△	2. 川崎	×	◆○	△	3. 東北		×○	△	4. 東京北		×○	△	5. 鰺沢		×	○△	6. 紀南		×	○△	× 譲渡指示 ◆ 入札日 ○ 契約日 △ 引渡し日					譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額(参考)	出資価格比(参考)	25年度(単年)	6	16	15,835	4,360	138.0%	△ 2,300	87.3%	累計	308	438	237,972	+107,394	182.2%	+18,273	108.3%
	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																								
1. 鳴門	×	○	△																																																								
2. 川崎	×	◆○	△																																																								
3. 東北		×○	△																																																								
4. 東京北		×○	△																																																								
5. 鰺沢		×	○△																																																								
6. 紀南		×	○△																																																								
× 譲渡指示 ◆ 入札日 ○ 契約日 △ 引渡し日																																																											
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額(参考)	出資価格比(参考)																																																				
25年度(単年)	6	16	15,835	4,360	138.0%	△ 2,300	87.3%																																																				
累計	308	438	237,972	+107,394	182.2%	+18,273	108.3%																																																				

中期目標	中期計画	平成２５年度計画	平成２５年度の業務の実績																																																							
(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。 また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。 (2) 契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。	(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。 ③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 (2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。	(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 本年度における譲渡施設は、社会保険病院等に係る厚生労働省からの譲渡対象選定通知を踏まえて対応する。 ② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 (2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。	(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 平成 25 年度は、厚生労働省から新たに譲渡対象選定通知は発出されていない。 - 平成 24 年 5 月 18 日に一般競争入札により医療法人社団葵会が落札した川崎社会保険病院等について、同年 5 月 31 日付で売買契約を締結のうえ平成 25 年 4 月 1 日に引渡しを行った。 - 平成 24 年 11 月 9 日付で厚生労働省より東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡指示があった。東北厚生年金病院については平成 24 年 12 月 11 日付けで学校法人東北薬科大学と売買契約を締結のうえ平成 25 年 4 月 1 日に引渡しを行った。東京北社会保険病院等については平成 25 年 1 月 23 日付けで公益社団法人地域医療振興協会と売買契約を締結のうえ平成 26 年 3 月 10 日に引渡しを行った。 - 平成 24 年 12 月 10 日付けで厚生労働省より社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等の譲渡指示があった。社会保険鰺沢病院等については平成 25 年 7 月 25 日付けで峡南北部二病院統合事務組合と売買契約を締結し、平成 26 年 3 月 31 日に引渡しを行った。社会保険紀南病院等については平成 26 年 1 月 31 日付けで売買契約を締結し、平成 26 年 3 月 12 日に引渡しを行った。 - JCHO において利用見込みのない不動産については、R F Oにおいて売却する方針とし、平成 22 年度に実施した不動産調査結果等を踏まえて 10 物件を選定し、3 月までにすべての物件の譲渡を完了した。 ② JCHO において利用見込みのない不動産については、取得要望のあった地方公共団体へ随意契約で譲渡した 1 物件を除き、物件名、入札場所及び日時等について、官報及び機構ホームページに開示した。 公告時期については、すべて現在使用していない物件であったため特段の配慮を行う必要はなかった。 【遊休不動産売却実績一覧表】 <table><tr><th></th><th>物件名</th><th>売却先</th><th>売却日</th><th>売却方法</th></tr><tr><td>1</td><td>旧社会保険宮城第一総合病院跡地</td><td>法人</td><td>平成 26 年 2 月 18 日</td><td>一般競争入札</td></tr><tr><td>2</td><td>旧社会保険鳴和病院跡地</td><td>法人</td><td>平成 26 年 3 月 6 日</td><td>一般競争入札</td></tr><tr><td>3</td><td>旧社会保険鳴和病院跡地（駐輪場Ⅰ）</td><td>法人</td><td>平成 26 年 3 月 18 日</td><td>一般競争入札</td></tr><tr><td>4</td><td>旧社会保険鳴和病院跡地（駐輪場Ⅱ）</td><td>金沢市</td><td>平成 26 年 3 月 31 日</td><td>随意契約</td></tr><tr><td>5</td><td>社会保険久留米第一病院若草寮</td><td>法人</td><td>平成 26 年 2 月 7 日</td><td>一般競争入札</td></tr><tr><td>6</td><td>旧社会保険浜松病院跡地</td><td>法人</td><td>平成 26 年 3 月 25 日</td><td>一般競争入札</td></tr><tr><td>7</td><td>旧社会保険小倉記念病院跡地</td><td>法人</td><td>平成 26 年 2 月 27 日</td><td>一般競争入札</td></tr><tr><td>8</td><td>旧小倉記念病院駐車場</td><td>法人</td><td>平成 26 年 3 月 20 日</td><td>一般競争入札</td></tr><tr><td>9</td><td>旧小倉記念病院看護師宿舍</td><td>法人</td><td>平成 26 年 1 月 24 日</td><td>一般競争入札</td></tr><tr><td>10</td><td>旧小倉記念病院車庫</td><td>法人</td><td>平成 26 年 1 月 28 日</td><td>一般競争入札</td></tr></table> (2) 契約方法 - 遊休不動産の譲渡に当たっては、取得要望のあった地方公共団体に随意契約で譲渡した 1 件を除き、一般競争入札としている。 - 社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成 24 年 8 月 14 日付で変更となり、①社会保険病院等の所在する都道府県内の保険医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、②RFO が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた。 平成 25 年度に契約を締結した社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等については、この通知に基づく厚生労働大臣からの譲渡対象施設の選定通知により随意契約での譲渡を行っている。		物件名	売却先	売却日	売却方法	1	旧社会保険宮城第一総合病院跡地	法人	平成 26 年 2 月 18 日	一般競争入札	2	旧社会保険鳴和病院跡地	法人	平成 26 年 3 月 6 日	一般競争入札	3	旧社会保険鳴和病院跡地（駐輪場Ⅰ）	法人	平成 26 年 3 月 18 日	一般競争入札	4	旧社会保険鳴和病院跡地（駐輪場Ⅱ）	金沢市	平成 26 年 3 月 31 日	随意契約	5	社会保険久留米第一病院若草寮	法人	平成 26 年 2 月 7 日	一般競争入札	6	旧社会保険浜松病院跡地	法人	平成 26 年 3 月 25 日	一般競争入札	7	旧社会保険小倉記念病院跡地	法人	平成 26 年 2 月 27 日	一般競争入札	8	旧小倉記念病院駐車場	法人	平成 26 年 3 月 20 日	一般競争入札	9	旧小倉記念病院看護師宿舍	法人	平成 26 年 1 月 24 日	一般競争入札	10	旧小倉記念病院車庫	法人	平成 26 年 1 月 28 日	一般競争入札
	物件名	売却先	売却日	売却方法																																																						
1	旧社会保険宮城第一総合病院跡地	法人	平成 26 年 2 月 18 日	一般競争入札																																																						
2	旧社会保険鳴和病院跡地	法人	平成 26 年 3 月 6 日	一般競争入札																																																						
3	旧社会保険鳴和病院跡地（駐輪場Ⅰ）	法人	平成 26 年 3 月 18 日	一般競争入札																																																						
4	旧社会保険鳴和病院跡地（駐輪場Ⅱ）	金沢市	平成 26 年 3 月 31 日	随意契約																																																						
5	社会保険久留米第一病院若草寮	法人	平成 26 年 2 月 7 日	一般競争入札																																																						
6	旧社会保険浜松病院跡地	法人	平成 26 年 3 月 25 日	一般競争入札																																																						
7	旧社会保険小倉記念病院跡地	法人	平成 26 年 2 月 27 日	一般競争入札																																																						
8	旧小倉記念病院駐車場	法人	平成 26 年 3 月 20 日	一般競争入札																																																						
9	旧小倉記念病院看護師宿舍	法人	平成 26 年 1 月 24 日	一般競争入札																																																						
10	旧小倉記念病院車庫	法人	平成 26 年 1 月 28 日	一般競争入札																																																						

(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの (4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。 (5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。 (6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。 (7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。 (8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。	(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの (4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。 (5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 (6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。 (7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 (8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	(3) 譲渡条件 社会保険病院等の譲渡に当たっては、厚生労働省の方針を踏まえつつ、譲渡後も維持されるべき医療機能を当該施設の所在する地方公共団体の意見を聴きながら譲渡条件として設定する。なお保養ホームについては、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件として、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡する。また、施設の機能廃止が適当とされた施設は、この限りではない。 (4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。 (5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 (6) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 (7) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	(3) 譲渡条件 - 社会保険鰍沢病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である山梨県及び富士川町より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見照会を行い、その回答を踏まえた上で譲渡条件を設定した。 - 社会保険紀南病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である和歌山県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見照会を行い、その回答を踏まえた上で譲渡条件を設定した。 (4) 譲渡価格 - 社会保険病院等、遊休不動産の譲渡にあたっては、直近の不動産鑑定評価を取得し、不動産鑑定評価の手法に基づき予定価格（最低売却価格）を設定した。 (5) 譲渡の対価の支払方法 - 平成 25 年度の施設の譲渡にあたっては、引渡しの日までに譲渡金額全額を受領した上で引渡しを行っている。 (6) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 - 社会保険鰍沢病院等については、買受者であり、所在地方公共団体でもある峡南北部二病院統合事務組合により職員の継続雇用が確保された。 (7) 地方公共団体との相談 - 厚生労働省より譲渡指示があった社会保険鰍沢病院等、社会保険紀南病院等については、所在地方公共団体である山梨県及び富士川町並びに和歌山県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見照会を行い、その回答を踏まえ当機構において譲渡条件・要望として整理し、譲渡条件案を作成した。 - 遊休不動産の譲渡にあたっては、事前に各物件が所在する地域の地方公共団体に取得の意向を確認したうえで手続きを進めた。
--	---	--	--

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目 5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】	- 平成 25 年度については、前年度までに契約を締結した 4 病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、及び東京北社会保険病院等）の譲渡業務を行うとともに、社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等について、所在地方公共団体より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見照会を行い、その回答を踏まえ RFO において策定した譲渡条件を付して売買契約を締結し、すべての病院について年度末までに引渡しまでの業務を完了した。 JCHO において利用見込みのない不動産については、RFO において売却する方針とし、平成 22 年度に実施した不動産調査結果等を踏まえて 10 物件を洗い出し、取得要望のあった地方公共団体に随意契約で譲渡した 1 件を除き、一般競争入札で 3 月までにすべての譲渡を完了した。		（評価は、評定記入用紙に記入ください。）
【数値目標】 ○ 年金福祉等施設の譲渡に当たっては、総額で売却原価比 100％以上の価格で譲渡する。	実績：○ 年金福祉施設等を含めた全譲渡対象施設の譲渡実績は、売却原価比 182.2%であり、総額で売却原価比 100％以上の価格で譲渡した。 (平成 25 年度単年度売却原価比：138.0%)		
【評価の視点】 ○ 年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。	実績：○ 社会保険病院等については、厚生労働大臣の譲渡指示に基づき、譲渡することとなっている。		
○ 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。	実績：○ - 社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等については、厚生労働省からの指示により随意契約により売買契約を締結した。 - 遊休不動産については、賃貸先である地方公共団体から取得要望のあった 1 件を除き一般競争入札により譲渡先を決定し、売買契約を締結した。 - 契約に当たっては、不動産鑑定評価の手法に基づき、価格を設定した。		
○ 年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）	実績：○ 施設譲渡収入と予算の比較は、後掲 評価シート（10）第 3 予算、収支計画及び資金計画の自己評価の部分参照。		
○ 各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。	実績：○ - 社会保険病院等については、厚生労働大臣の譲渡指示に基づき、譲渡することとなっている。 - 平成 25 年度においては、JCHO への移行を踏まえ今後利用見込みのない不動産について売却する方針とし、選定した 10 物件の譲渡を今年度内にすべて完了した。		
○ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。	実績：○ JCHO において利用見込みのない不動産については、取得要望のあった地方公共団体へ随意契約で譲渡した 1 物件を除き、物件名、入札場所及び日時等について、官報及び機構ホームページに開示した。 公告時期については、すべて現在使用していない物件であるため特段の配慮を行う必要はなかった。		

評価の視点等	自己評価	—		評価		
○ 施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。	実績：○ ・ 遊休不動産の譲渡については、取得要望のあった地方公共団体へ随意契約で譲渡した 1 物件を除き、一般競争入札によって譲渡先を決定し売買契約を締結した。 ・ 社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等については、厚生労働省の指示により、随意契約により、売買契約を締結した。					
○ 入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。						
○ 一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。						
○ 譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の目途、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。	実績：○ ・ 社会保険鰺沢病院等、社会保険紀南病院等については、所在地方公共団体である山梨県及び富士川町並びに和歌山県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見照会を行い、その回答を RFO において譲渡条件・要望・考え方として整理し、譲渡条件を設定した。					
○ 施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。	実績：○ 厚生労働省より譲渡指示があった社会保険鰺沢病院等、社会保険紀南病院等及び遊休不動産の譲渡にあたっては、不動産鑑定評価を取得し、不動産鑑定評価の手法に基づき予定価格（最低売却価格）を設定した。					
○ 施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。	実績：○ 平成 25 年度に譲渡を行った 6 病院並びに遊休不動産 10 物件については、引渡日迄に譲渡金額全額を受領した上で引渡しを行っている。					
○ 施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。	実績：○ 施設の譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。					
○ 老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。	実績：○ 老人ホームについては、入居者に対して具体的な配慮を行った上で、平成 22 年度までに譲渡を完了している。					

評価の視点等	自己評価	—	評定
○ 施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。	実績：○ 社会保険鰹沢病院等については、所在地方公共団体である富士川町への意見照会において譲渡にあたっての考え方として、現職員の雇用の継続が RFO に示されており、買受者である峡南北部二病院統合事務組合において、現職員全員が継続雇用されることとなった。		
○ 施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	実績：－ 社会保険鰹沢病院等については、譲渡における見解等を照会した際に富士川町から現職員の雇用を継続する方針である旨の回答があったことから、平成 25 年度については、公共職業安定所等への情報提供は行っていない。		
○ 上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。	実績：○ 社会保険鰹沢病院等については、所在地方公共団体であり、買受者でもある富士川町から現職員の雇用の継続の方針が示され、現職員全員が継続雇用されることとなった。		
○ 施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。	実績：○ ・ 厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった社会保険鰹沢病院等及び社会保険紀南病院等については、所在地方公共団体である山梨県及び富士川町並びに和歌山県に対し譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、その回答を踏まえ RFO において譲渡条件等を設定した。 ・ 遊休不動産の譲渡にあたっては、物件が所在する地域の地方公共団体に取得の要望について照会を行った。		
○ また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。	実績：○ 地方公共団体の意見等を踏まえて設定した譲渡条件等については、売買契約書に明記し、買受者に周知した。		
○ 厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡について、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ 所在地方公共団体より譲渡後も維持されるべき医療機能につき意見を求めた上で譲渡条件を設定し、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行った。		

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成２５年度計画	平成２５年度の業務の実績
２ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。	２ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。	４ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。	４ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 - 施設の管理及び施設機能の維持については、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の耐震補強工事を実施した。 - 社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握については、 ① JCHO への移行に備え、平成 22 年度以降に実施した財務調査（第 1～3 フェーズ）に引き続き、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査等（第 4 フェーズ）を行った。 ② 個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について RFO の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、RFO のミッションの共有、統ルールへの確認、医療経営戦略の更なる改善点等について集中的に議論を行っている。 - このような病院の経営状況、資産状況の把握を通じ、適切な運営に努めた。 (1) 運営に当たっての基本方針 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことなく配慮して運営を行った。 (2) 施設の管理 【資産価値の保全】 - 財務状況等から耐震性に問題のある建物の補強等が行われていない一部の病院について、RFO の費用負担により平成 23 年度から継続して 5 病院の耐震強化整備工事を実施してきたが、残る 3 病院について工事を完了した。 【資産の管理】 ① 資産管理の観点から、施設利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの等、必要最小限の整備について、RFO 負担による施設の整備を実施。 整備件数：11 件（うち病院等分 10 件） 金額：97 百万円（うち病院等分 97 百万円） ② RFO 保有の物品についても、廃棄につき RFO の承認を経る取扱いとし、施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数：921 件（病院等分） ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備については、RFO の承認に基づき、委託先の負担において実施。 承認件数：病院等分 10 件 金額：病院等分 58 億円

中期目標	中期計画	平成 2 5 年度計画	平成 2 5 年度の業務の実績
(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。	(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。	(3) 運営の停止等 平成 25 年度においては、運営を停止した施設はない。
(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めること。	(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。	(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。	(4) 社会保険病院等 ① 財務調査等（第 4 フェーズ）の実施等 ・ JCHO への移行に備え、平成 22 年度より実施してきた財務調査（第 1～3 フェーズ）に引き続き、委託契約を延長し、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①全社連病院に係る平成 24 年度決算修正額等の検証、②前回の内部統制調査における検出事項のフォローアップ、及び③運営を委託している病院等について RFO 資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに前述の合算貸借対照表を基に JCHO に改組された時点で想定される JCHO 開始貸借対照表の作成を行う、財務調査等（第 4 フェーズ）を行った。 ・ 個別の病院の運営方法に関しては、すべての病院について RFO の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、JCHO のミッションの共有、JCHO における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。 ② 財務内容と老朽度に基づく施設整備計画の策定 前頁（2）施設の管理 【資産価値の保全】 参照

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目 6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】	・ 委託先団体の自主整備に加え、建物の耐震性に問題がある病院の耐震補強工事を RFO の費用負担により行っている。 ・ JCHO への移行に備え、平成 22 年度以降に実施した財務調査（第 1～3 フェーズ）に引き続き、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査等（第 4 フェーズ）を行い、前回の内部統制調査での検出事項のフォローアップを行い、適切な運営ができるよう指導を行った。 ・ 個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について RFO の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、JCHO のミッションの確認、JCHO における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行っている。		（評価は、評定記入用紙に記入ください。）
【数値目標】			
【評価の視点】 ○ 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。	実績：○ ・ 必要に応じ擁壁改修工事等を実施し資産価値の向上に努めた。 ・ 社会保険病院等については、委託先団体の自主整備に加え、建物の耐震性に問題がある 5 病院の耐震強化整備工事を RFO の費用負担により行っており、平成 25 年度は残る 3 病院について完了した。		
○ 施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績：○ ・ 社会保険病院等については、委託先団体の自主整備に加え、建物の耐震性に問題がある 5 病院の耐震強化整備工事を RFO の費用負担により行っており、平成 25 年度は残る 3 病院について完了した。		
○ 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。	実績：－ 平成 25 年度においては、運営を停止した施設はない。		
○ 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績：－ 平成 25 年度においては、該当なし。		
○ 社会保険病院等の整備について費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、地域の医療体制を損なうことのないよう必要最小限の措置を講じたか。	実績：○ ・ 社会保険病院等については、委託先団体の自主整備に加え建物の耐震性に問題がある 5 病院の耐震強化整備工事を RFO の費用負担により行っており、平成 25 年度は残る 3 病院について完了した。		
○ 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等を行ったか。	実績：○ 個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について RFO の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、JCHO のミッションの確認、JCHO における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行っている。 JCHO への移行に備え、平成 22 年度以降に実施した財務調査（第 1～3 フェーズ）に引き続き、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査等（第 4 フェーズ）を行い、前回の内部統制調査において各施設での検出事項が、その後適切に改善されているかフォローアップを行い、適切な運営ができるよう指導を行った。		

評価シート（7）

中期目標	中期計画	平成 2 5 年度計画	平成 2 5 年度の業務の実績
3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。	3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。	5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。	5 買受需要の把握及び開拓 ・ JCHO において利用見込みのない不動産については、RFO において売却する方針とし、対象となった 10 件の不動産が所在する地方公共団体宛て取得の意向について調査を行った。 ・ 施設に係る買受け情報については、個別の施設について売却時期等の問合せがあった場合にデータベースに記録して管理しており、今般の遊休不動産の譲渡に際しても、入札に際し官報公告やホームページにて買受者を募集すると同時に情報を提供して入札参加勧誘を行い、入札参加者の増加に繋げた。 ・ 利用見込みのない不動産の売却にあたっては、買受申出者の募集等の業務を外部委託により行ったが、情報提供先や入札参加見込み等について定期的に報告を受けることにより進捗管理を行い、対象物件を期限内に全件売却することができた。 ・ JCHO において利用見込みのない不動産については、RFO において売却する方針とし、平成 22 年度に実施した不動産調査結果等を踏まえ 10 物件を選定した。 ・ 売却に先駆けて、物件の所在する地方公共団体宛に当該物件の取得について意向照会を行い、公共性が高い事業に活用する目的での取得要望が寄せられた 1 物件については当該地方公共団体宛に譲渡した。 ・ 上記を除く 9 物件については一般競争入札により譲渡しているが、従前より施設の売却見込み、時期等に関する問い合わせがあった場合は、施設情報データベースに記録して管理しており、今般の遊休不動産の譲渡に際しても、入札情報を官報公告やホームページで開示すると同時に情報提供し、入札参加への勧誘を行った。

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目 7 買受需要の把握及び開拓】	・ JCHO において利用見込みのない不動産については、RFO において売却する方針とし、対象となった 10 件の不動産が所在する地方公共団体宛て取得の意向について調査を行った。 ・ 施設に係る買受け情報については、個別の施設について売却時期等の問合せがあった場合にデータベースに記録して管理しており、今般の遊休不動産の譲渡に際しても、入札に際し官報公告やホームページにて買受者を募集すると同時に情報を提供して入札参加勧誘を行い、入札参加者の増加に繋げた。 ・ 利用見込みのない不動産の売却にあたっては、買受申出者の募集等の業務を外部委託により行ったが、情報提供先や入札参加見込み等について定期的に報告を受けることにより進捗管理を行い、対象物件を期限内に全件売却することができた。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
【数値目標】			
【評価の視点】 ○ 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。	実績：○ ・ 社会保険鰯沢病院等・社会保険紀南病院等については、厚生労働省より随意契約による譲渡指示があり、所在地方公共団体から示された意見を基に譲渡条件案を作成し、当該地方公共団体の確認を受けたうえで譲渡条件を決定した。 ・ 遊休不動産の売却にあたっては、競争入札に先立ち所在地方公共団体に買受意向の有無について照会を行った。		
○ 買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。	実績：○ ・ 遊休不動産の売却にあたり、委託先団体が所有する隣地と一体で売却したほうが資産価値の上昇が見込める物件について、同時売却することに関し委託先団体と覚書を締結のうえ一体で評価を行ったうえで予定価格を決定し、売却を行った。		

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目 8 情報の提供】	・ RFO としては、積極的に、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 ・ 平成 25 年 8 月には、全社連病院が平成 24 年度決算において約 120 億円の決算修正を行うことになったこと、また、こうした重大な事態を受けて、今後の全社連病院の適正な財務・会計処理については RFO が直接各全社連病院を指導するよう厚生労働大臣から命ぜられたことを記者会見を開き説明するとともにホームページにて公表した（「全社連病院の決算修正等について」）。		（評価は、評定記入用紙に記入ください。）
【数値目標】			
○ 譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報	実績：○ ・ 遊休不動産の譲渡にあたっては、地方公共団体に随意契約で譲渡した 1 件を除き、入札に係る公告を官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載した。 ・ 社会保険鰯沢病院等及び社会保険紀南病院等の売買契約締結について、ホームページに掲載した。		
○ 施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行ったか。	実績：－ 平成 25 年度には外部からの照会はなかった。		

評価シート（9）

中期目標	中期計画	平成 2 5 年度計画	平成 2 5 年度の業務の実績
5 新機構への改組に向けた準備 新機構への改組に向けて新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行うこと。	5 新機構への改組に向けた準備 新機構への改組に向けて新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行う。	7 改組に向けた準備 独法行政法人地域医療機能推進機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行う。	7 改組に向けた準備 平成 25 年度においては、前年度における JCHO への移行準備の取組みを基盤としつつ、移行準備最終年度として移行準備の仕上げを行った。改組に当たっては、JCHO の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を示しながら準備を進めてきた。 改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握され、その改善を RFO が直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられるなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難への対応が求められることとなった。 こうした様々な困難にもかかわらず、RFO においては、①財務及び内部統制に関する対応、②中期計画等への対応、③JCHO 病院の名称、組織等への対応、④給与等への対応、⑤職員の採用等への対応、⑥JCHO が保有することとなる資産の確定等の対応、⑦病院の運営に係るシステム対応、⑧その他の種々の事務への対応、⑨総合診療医の育成への対応等を限られた体制で的確に実施し、平成 26 年 4 月の JCHO 発足を果たすことができた。 (1) 準備体制 平成 25 年度においては、医師・看護師を各 1 名常勤職員として採用し、各職種として専門的な対応を求められる移行準備作業を進めた。こうした体制面の強化を図りつつも、RFO では職員 22 名（地域医療機能推進機構準備室職員 8 名）という限られた体制で、厚生労働省年金局事業企画課社会保険病院等対策室をはじめとする関係機関と十分連携・調整を図り、以下(3)のような膨大な取り組みを行い、平成 26 年 4 月の JCHO 発足を果たした。 (2) 改組に当たっての基本姿勢 改組に当たっては平成 24 年度に引き続き以下の点を示しながら準備を進めてきた。 ① JCHO の使命 - 公的医療機関として、未だ満たされていない地域医療のニーズに応え、地域医療のミスマッチの解消に資すること - 社会保障制度改革国民会議報告書（平成 25 年 8 月 6 日）においても、「病院完結型」の医療から「地域完結型」の医療への転換が求められており、上記の JCHO の使命は時代の強い要請である。 - また、JCHO は、Japan Community <u>Health</u> care Organization という英語名称の略称であり、medical ではなく、health care を使用している。これは、同報告書において、過度な病院頼みから抜け出し、QOL の維持・向上を目標として、介護サービスを含めた生活全般にわたる支援が重要としていることと軌を一にする。 ② JCHO における在るべき組織運営の姿 1) 委託先団体の異なる歴史、組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等を乗り越え、一体感のある組織作りを行う必要 2) 国からの運営費交付金はなく、財政的に自立した病院運営を行う必要 3) 独法として社会への説明責任、透明性が一層求められるという認識 (3) 平成 25 年度における移行準備作業 ① 財務及び内部統制に関する対応 - RFO では、JCHO への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、委託先団体の運営する病院の財務と内部統制の状況を調査した。 - この調査結果については、平成 24 年 12 月に中間報告、平成 25 年 3 月に全体報告（「RFO による社会保険病院等の財務及び内部統制に関する調査について」）を行った。この報告において、特に全社連が運営する病院について医業未収金に係る原因を説明できない差額があるなど重大な問題があることを明らかにするとともに、RFO では全社連に対し改善に向けた指導を行うこととしていた。

中期目標	中期計画	平成 2 5 年度計画	平成 2 5 年度の業務の実績
			- 平成 25 年 8 月には、上記の調査結果等を受け、全社連病院については、平成 24 年度決算において約 120 億円の決算修正を行うことになったこと、また、こうした重大な事態を受けて、今後の全社連病院の適正な財務・会計処理については RFO が直接各全社連病院を指導するよう厚生労働大臣から命ぜられたことを、記者会見を開き説明するとともにホームページで公表した（「全社連病院の決算修正等について」）。 - こうした事態を踏まえ、RFO では、監査法人も活用し、財務及び内部統制に関する調査等で指摘を受けた膨大な事項について、複数回にわたる現地指導を含めた病院指導を実施し、全指摘事項の改善を確認した。 ② 中期計画等 JCHO の発足にあたっては、厚生労働大臣から中期目標が示され、当該目標を踏まえた中期計画、事業計画を JCHO が策定することとなるが、それらの内容について厚生労働省等と度重なる調整を行い、中期計画・事業計画については JCHO 病院として果たすべき機能など具体的な取組を多く盛り込んだ。 - 平成 26 年 2 月及び 3 月には、厚生労働省独立行政法人評価委員会地域医療機能推進部会において中期計画（案）等について説明をし、その内容について了承を得た。 ③ JCHO 病院の名称、組織 - 委託先団体が運営していた際には、病院の名称には「社会保険」等の旧委託先団体を示す文言が含まれた病院名となっていた。こうした文言を残すことを希望する病院もあったが、病院と度重なる調整を行い、すべての病院についてこうした文言を含まない名称に変更した。 - また、病院内の組織体制については、委託先団体の病院ではまちまちであったが、JCHO 病院として病床規模に応じた統一の組織体制とすることとし、従来の病院組織からの移行を図った。 ④ 給与等 - 委託先団体の給与体系が異なり、特に全社連については全病院（47 病院）が異なる体系となっており、また、給与・賞与の水準が公的病院水準よりも高い病院が存在するという状況であったが、JCHO への移行に当たっては、統一の給与体系、公的病院の給与と遜色のない給与水準にするとの方針の下、各病院との困難な調整を行った。 - また、JCHO へ移行する職員の JCHO 移行時における給与設定については、それまでの病院における評価等を踏まえた給与設定とすることとし、膨大な作業量の調整を RFO と病院間で行った。 ⑤ 職員の採用等 - 委託先団体の職員については、基本的に全員を採用することは病院職員に伝えていたが、委託先団体を一旦退職することから退職金が支払われること、また、JCHO では給与が低くなる職員もいること等から、職員が大幅に離職することが懸念されていた。 - こうした懸念に対し、全院長を対象とする第 8 回院長会議（平成 25 年 9 月）には「理事長から職員の皆さんへのメッセージ」と題する資料（職員が乗り越えるべき課題、JCHO が果たすべき使命を改めて説明した上で、地域利用における新たなブランドであることなど JCHO の魅力を説明したもの）を示し、この資料も活用して各病院において職員に丁寧な説明を行い、JCHO 魅力を伝え、誤解を解くよう求めた。 - こうした各病院と一体となった対応を行った結果、JCHO 発足時の常勤職員数については、改組前の委託先団体時とほぼ同数の約 2.3 万人を確保することができた。

中期目標	中期計画	平成 2 5 年度計画	平成 2 5 年度の業務の実績
			⑥ JCHO が保有することとなる資産の確定等 - 委託先団体の病院に係る資産については、RFO と委託先団体の病院運営に係る委託契約に基づき RFO に引き渡され、引き続き JCHO が保有して病院運営を行うことが基本的な考え方であった。しかし、委託先団体の病院が保有する資産については、遊休資産など JCHO における病院運営で必要がないものもあったことから、こうした資産は処分させるとともに、RFO に引き渡す膨大な資産の一覧を確定するという作業を委託先団体と行った。 ⑦ 病院の運営に係るシステム対応 - JCHO の発足にあたり、旧全社連病院のネットワークをベースとして、旧厚生団と旧船保会の病院をこのネットワークに接続し、JCHO の全病院を結ぶ JCHOnet を構築した。 - 人事・給与システム、財務システムについては、JCHO 発足時から全病院統一のシステムで稼働することを方針とし、限られた時間の中で円滑に運用が可能となるようシステム関連業者とともに稼働に向けた準備を行った。財務システムについては、旧全社連が使用していたシステムをベースとしつつも独法会計基準に対応させる改修が必要であり、人事・給与システムについては、JCHO 発足に当たり新たに構築をした。こうした困難な状況であったが、JCHO 発足後の給与について大きな混乱もなく支給をすることができた。 - 各病院のホームページについては、委託先団体の中でも体裁等が統一されていなかったが、JCHO 発足に向けて、統一的なフォーマットを RFO が作成し、既存のホームページをそのフォーマットに移行することにより、全病院が統一感のあるホームページを構築することができた。 ⑧ その他の種々の事務 - 上記の他にも、 - JCHO の運営に必要となる就業規則等の各種規程等の作成 - 組織の名称変更等に伴う厚生局・都道府県等に対する届け出等に係る対応 - 医薬品の共同調達 - 委託先団体における医療紛争の承継、保険契約等に係る調整 - JCHO 発足時に配布するパンフレットや機関誌の作成 など移行にあたり必要となる種々の事務を実施した。 ⑨ 総合診療医の育成 - 以上のような改組に当たって必須となる準備作業に加え、JCHO の特色の一つである総合診療医の育成を進める体制を予め整備する観点から、外部有識者や病院長を集めた会議等で総合診療に係る意識啓発を図るとともに、各病院に対してプライマリ・ケア認定医及び指導医の資格取得を促した結果、JCHO 病院グループ全体で累計 250 名以上が認定医等の資格を取得するなど、総合診療に関する現場の関心を高めることができた。 - また、平成 26 年度に行われる総合診療に関する後期研修について、6 病院で研修プログラムが認定を受けるなど、JCHO において総合診療医の育成に向けた取り組みが円滑に行われる準備を進めた。

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目 9】新機構への改組に向けた準備	平成 25 年度においては、前年度における JCHO への移行準備の取組みを基盤としつつ、移行準備最終年度として移行準備の仕上げを行った。改組に当たっては、JCHO の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を示しながら準備を進めてきた。 改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先団体の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握され、その改善を RFO が直接指導することが厚生労働大臣から命ぜられるなど、準備作業を進める中で当初想定されていなかった様々な困難への対応が求められることとなった。 こうした様々な困難にもかかわらず、RFO においては、①財務及び内部統制に関する対応、②中期計画等への対応、③JCHO 病院の名称、組織等への対応、④給与等への対応、⑤職員の採用等への対応、⑥JCHO が保有することとなる資産の確定等の対応、⑦病院の運営に係るシステム対応、⑧その他の種々の事務への対応、⑨総合診療医の育成への対応等を限られた体制で的確に実施し、平成 26 年 4 月の JCHO 発足を果たすことができた。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
【数値目標】			
【評価の視点】 ○ 新機構の改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、体制の強化等の必要な準備を適切に行ったか。	実績：○ 体制面では、RFO 職員 22 名（地域医療機能推進機構準備室職員 8 名）という限られた体制ではあったが、委託先団体の職員であった看護師を地域医療機能推進機構準備室の職員として採用して専門的な対応が必要となる移行準備作業を進めるとともに、厚生労働省年金局事業企画課社会保険病院等対策室をはじめとする関係機関と十分連携・調整を図りつつ、膨大な取り組みを行い、平成 26 年 4 月の JCHO 発足を果たした。		
○ 新機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、新機構の運営方針の確定等を適切に実施したか。	実績：○ JCHO の運営方針については、院長会議等の各種の会議や委託先団体幹部との個別の打合せ等で徹底的に議論を行い、平成 24 年度において概ね確定させており、平成 25 年度は移行準備最終年度としてその方針に則り、中期計画、組織、給与、採用等について様々な困難を乗り越え適切に実施した。		

評価シート（１０）

中期目標	中期計画	平成２５年度計画	平成２５年度の業務の実績
第４ 財務内容の改善に関する事項 本目標第２で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第３ 予算、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第４ 短期借入金の限度額 １ 限度額 166 百万円 ２ 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。 第６ 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第３ 予算、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第４ 短期借入金の限度額 １ 限度額 166 百万円 ２ 想定される理由 機構の運営経費等への対応 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし 第６ 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第３ 予算、収支計画及び資金計画 平成 25 年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。 第４ 短期借入金の限度額 平成 25 年度は短期借入を行っていない。 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。 第６ 剰余金の使途 平成 25 年度における剰余金（収入－支出）の使途は、JCHO の運営経費及び国庫納付金である。

評価の視点等	自己評価	A		評定		
【評価項目 1 0 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】	【収入（前期繰越金を除く）】 - 前期繰越金を除く収入については、予算 12,047 百万円のところ、実績 16,032 百万円となった。 - 不動産等売却収入については、予算 11,913 百万円に対して、実績 15,835 百万円で予算比 3,922 百万円となった。 - 運用収入及び施設委託先特別会計清算剰余金等については、予算 133 百万円に対して実績 197 百万円で予算対比＋63 百万円となった。 【支出（翌年度繰越金を除く）】 - 業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底等により、できる限りの節減に努めた結果、予算 11,165 百万円に対して、実績は 6,762 百万円、予算比 4,403 百万円の減となっている。 - 一般管理費については、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与の見直しと同様の人件費の削減、調達の実必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、予算 136 百万円に対して、実績は 85 百万円、予算比 51 百万円の減となっている。			(評価は、評定記入用紙に記入ください。)		
【数値目標】						
【評価の視点】 ○ 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。						
○ 年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。						
○ 上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。						
○ 短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。 ○ 借入金の償還は、適切に行ったか。						
○ 剰余金の使途は適切に処理されたか。						

評価シート（11）

中期目標	中期計画	平成25年度計画	平成25年度の業務の実績
第5 その他業務運営に関する重要事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。 (2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。 (2) 人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 (期末の常勤職員数は期初を上回らない)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。 2 施設及び設備に関する計画 該当なし	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 平成25年度はRFOとしての最終年度であり、業務の大半はJCHOへの移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務についてRFOの過去8年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行った。その結果、平成25年度末の常勤役職員数は平成24年度末比△2名の22名の体制となっており、また、基準人員41名に対しては、目標の8%を大幅に上回る46.3%の削減となっている。 また、職員については、実績評価と能力評価による評価を適切に実施した。 1 人事に関する計画 (1) 職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。 (2) 平成25年度は、業務の大半をJCHOへの移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務についてRFOの過去8年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったところである。 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げているが、上記のような業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきた結果、平成25年度末の常勤役職員数は平成24年度末比△2名の22名の体制となっており、また、基準人員41名に対しては、目標の8%を大幅に上回る46.3%の削減となっている。 2 施設及び設備に関する計画 該当なし

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目 1 1 人事に関する計画】	平成 25 年度は RFO としての最終年度であり、業務の大半は JCHO への移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO 移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務について RFO の過去 8 年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行った。 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げているが、上記のような業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきた結果、平成 25 年度末の常勤役職員数は平成 24 年度末比△2 名の 22 名の体制となっており、また、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 46.3%の削減となっている。 また、職員については、実績評価と能力評価による評価を適切に実施した。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
【数値目標】	【数値目標】		
【評価の視点】 ○ 勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。	実績：○ 職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。		
○ 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。	実績：○ 平成 25 年度は、業務の大半を JCHO への移行準備作業が占める状況になってきたことに伴い、地域医療機能推進機構準備室には医療制度や病院運営に関する経験のある職員が厚生労働省から増員配置され、JCHO 移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られた一方、譲渡業務について RFO の過去 8 年間の譲渡業務を通じて蓄積したノウハウを最大限に活用するとともに、引き続き民間の専門的知見を活用できる体制も確保した上で、業務体制の見直しを行ったところである。 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げているが、上記のような業務の比重の変化に即して効率的な業務運営体制を構築してきた結果、平成 25 年度末の常勤役職員数は平成 24 年度末比△2 名の 22 名の体制となっており、また、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 46.3%の削減となっている。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)
○ 国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。 特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 (委員長通知別添一⑤)	実績：○ 国家公務員の再就職のポストはない。		
○ 独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 (委員長通知別添一⑥)	実績：○ 法人退職者に該当する非常勤職員 1 名については、会計担当の職員であり、定年退職後も当機構の最終年度の決算等が終了するまで引き続き非常勤職員として雇用しているものである。		

評価シート（１２）

中期目標	中期計画	平成 2 5 年度計画	平成 2 5 年度の業務の実績										
2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付すること。	3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付する。		国庫納付金に関する事項 平成 24 年度に係る国庫納付金については、19 百万円の納付とし、決算結了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 25 年 11 月 8 日納付） （百万円） <table><tr><th>勘 定</th><th>平成24年度に係る 国庫納付金額</th></tr><tr><td>厚生年金勘定</td><td>6</td></tr><tr><td>国民年金勘定</td><td>0</td></tr><tr><td>健康保険勘定</td><td>13</td></tr><tr><td>合 計</td><td>19</td></tr></table>	勘 定	平成24年度に係る 国庫納付金額	厚生年金勘定	6	国民年金勘定	0	健康保険勘定	13	合 計	19
勘 定	平成24年度に係る 国庫納付金額												
厚生年金勘定	6												
国民年金勘定	0												
健康保険勘定	13												
合 計	19												

評価の視点等	自己評価	S	評価
【評価項目 1 2 国庫納付金に関する事項】	平成 24 年度に係る国庫納付金（19 百万円）については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 25 年 11 月 8 日納付）		（評価は、評定記入用紙に記入ください。）
【数値目標】 ○ 予算額比 100%以上の国庫納付金を納付する。	平成 24 年度に係る国庫納付金としては、予算上 13,837 百万円が計上されていたが、JCHO への移行時期が平成 26 年 4 月であることから、財務省と協議した結果、平成 25 年度においては、東日本大震災に係る国家公務員の給与見直しに関連した削減額（19 百万円）のみを国庫納付し、残余は平成 26 年度において、売却収入を踏まえた剰余金及び 3 団体の清算金等をもとに国庫納付を行うことになった。		
【評価の視点】 ○ 国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算終了後できるだけ速やかに納付することができたか。	実績：○ 平成 24 年度に係る国庫納付金（19 百万円）については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 25 年 11 月 8 日納付）		

評価シート（１３）

中期目標	中期計画	平成２５年度計画	平成２５年度の業務の実績
３ 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。	(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。	３ 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。	３ 譲渡業務諮問委員会に関する事項 譲渡業務諮問委員会においては、厚生労働省より譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等の随意契約による譲渡における予定価格設定プロセスについて諮問し、具体的な鑑定評価方法や病院の経営状況などの説明を行ったうえで、審議を行い承認された。譲渡業務諮問委員会には、遊休不動産の売却及び全社連病院の決算修正等についても報告を行った。 ・ 譲渡業務諮問委員会は、業務内容の変化に合わせ、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者も委員に加えて運営している。 ・ 社会保険病院等の譲渡における譲渡対象施設は、厚生労働省が選定のうえ RFO に通知することとされていることから、譲渡業務諮問委員会は、厚生労働省からの譲渡指示状況を踏まえて適時に開催することとしており、平成 25 年度については、平成 25 年 7 月及び 11 月の 2 回開催した。 ・ 厚生労働省より譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等の随意契約による譲渡における予定価格設定プロセスについて諮問し、具体的な鑑定評価方法や病院の経営状況などの説明を行ったうえで、審議を行い承認された。 ・ 上記に加え、遊休不動産の売却及び全社連病院の決算修正等について報告を行った。 ・ 諮問委員会の概要については、ホームページにて開示している。

評価の視点等	自己評価	A		評価		
【評価項目 1 3 外部の有識者からなる機関に関する事項】	・ 譲渡業務諮問委員会においては、外部有識者を委員とした委員会で議論が行われ、適宜 RFO の業務に反映しており、同機関は有効に機能している。 平成 25 年度は、厚生労働省より譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等の随意契約による譲渡における予定価格設定プロセスについて諮問し、具体的な鑑定評価方法や病院の経営状況などの説明を行ったうえで、審議を行い承認された。譲渡業務諮問委員会には、遊休不動産の売却及び全社連病院の決算修正等についても報告している。			(評価は、評価記入用紙に記入ください。)		
【数値目標】						
【評価の視点】 ○ 各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。	実績：○ ・ 譲渡業務諮問委員会は、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されている。 ・ 譲渡業務諮問委員会は、厚生労働省からの譲渡指示状況を踏まえて開催することとしており、平成 25 年度については、平成 25 年 7 月及び 11 月の 2 回開催した。 ・ 厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等の随意契約による譲渡における予定価格設定プロセスについて審議を行い、承認された。					
○ 外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。	実績：○ 譲渡業務諮問委員会は、適正な価格設定方法等のアドバイスをいただき、譲渡に係る客観性の確保などに、有効に機能している。					

評価シート（１４）

中期目標	中期計画	平成２５年度計画	平成２５年度の業務の実績
４ 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。	(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	４ 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	４ 保有する個人情報の保護に関する事項 個人情報担当者の総務省における研修会への参加や新規採用者に対する職員研修などの取り組みにより、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。 ・ 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成 19 年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・ 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当者が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点等	自己評価	A	評価
【評価項目 1 4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項】	保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成 19 年度に法務文書課を設置し適切な管理を行っている。 個人情報担当者の総務省における研修会への参加や新規採用職員に対する職員研修などの取り組みにより、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。		(評価は、評価記入用紙に記入ください。)
【数値目標】	【数値目標】		
【評価の視点】 ○ 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。	実績：○ ・ 保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成 19 年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・ 新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当者が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。 ・ その結果、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。		

評価シート（１５）

中期目標	中期計画	平成２５年度計画	平成２５年度の業務の実績
５ 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	(4) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。		終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項 終身利用型老人ホーム（厚生年金サントール千葉）の譲渡については、出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮を行った上で、平成 22 年度に完了している。 なお、買受者が承継した入居一時金等が適正に使用されているかなどについて、定期的な確認を実施しており、現状、問題は生じていない。

評価の視点等	自己評価	－	評価	－
【評価項目 1 5 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項】				
【数値目標】	【数値目標】			
【評価の視点】 ○ 終身利用型老人ホームの出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ 終身利用型老人ホーム（厚生年金サントール千葉）の譲渡については、出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮を行った上で、平成 22 年度に完了している。 なお、買受者が承継した入居一時金等が適正に使用されているかなどについて、定期的な確認を実施しており、現状、問題は生じていない。			